

# 宮津市公報

令和7年8月1日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務部総務課発行

## 目 次

### 規 則

- 23 宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1

### 告 示

- 97 宮津市公印（市長印）の電子印の作成…………… 1  
98 宮津市子ども第三の居場所づくり事業実施要綱 …… 1

### 公 告

- 40 条件付一般競争入札の実施…………… 3  
41 条件付一般競争入札の実施…………… 6  
42 令和7年度宮津市職員採用試験【前期試験】第1次試験の合格者…………… 9  
43 条件付一般競争入札の実施…………… 9  
44 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（高齢者の肺炎球菌感染症）…………… 12  
45 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（高齢者の帯状疱疹）…………… 13  
46 条件付一般競争入札の実施…………… 13  
47 水難救護法に基づく漂着物の公告…………… 16  
48 農用地利用集積等促進計画の縦覧…………… 17  
49 令和7年度宮津市職員採用試験【前期試験】第2次試験の合格者…………… 17  
50 令和7年度宮津市職員採用試験【公務員経験者対象】第1次試験の合格者…………… 17

### 教育委員会

#### 《告 示》

- 14 宮津市教育委員会定例会の招集…………… 18

### 選挙管理委員会

#### 《告 示》

- 11 有権者総数の50分の1の数…………… 18  
12 有権者総数の3分の1の数…………… 18  
13 有権者総数の6分の1の数…………… 18  
14 参議院京都府選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所…………… 18  
15 参議院京都府選挙区選出議員選挙における各投票区の投票所…………… 19  
16 参議院京都府選挙区選出議員選挙における投票所を閉じる時刻の繰上げ…………… 19  
17 参議院京都府選挙区選出議員選挙における開票の場所及び日時…………… 20  
18 参議院京都府選挙区選出議員選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任…………… 20  
19 参議院京都府選挙区選出議員選挙における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う  
日時及び場所…………… 20  
20 参議院京都府選挙区選出議員選挙における期日前投票所…………… 21  
21 参議院議員通常選挙在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る  
期日前投票所…………… 21  
22 参議院議員通常選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者の選任…………… 21  
23 参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者職務代理者の変更…………… 22

24 参議院議員通常選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任…………… 22  
25 参議院議員通常選挙における開票の時刻の繰り上げ…………… 23

———— 農業委員会 ————

《告 示》

8 宮津市農業委員会定例総会の招集…………… 23  
9 宮津市農業委員会定例総会の招集…………… 23

規 則

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

## 宮津市規則第23号

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成8年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「拘留されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

別表第4常時介護を要する状態の項中「177,950円」を「186,050円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「88,980円」を「92,980円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の別表第4の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

告 示

## 宮津市告示第97号

宮津市公印のうち市長印の電子印を作成するので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第7条第2項の規定により告示する。

令和7年7月7日

宮津市長 城 崎 雅 文

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<省 略>	市長印 市長名をもって発する文書	令和7年8月1日

\* \* \*

## 宮津市告示第98号

宮津市子ども第三の居場所づくり事業実施要綱を次のように定める。

令和7年7月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市子ども第三の居場所づくり事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、生活や学習等の環境に困難を抱える子ども並びに学校への行きづらさを感じている不登校及び不登校傾向にある子どもを支援するため、子どもが安全に安心して過ごせる居場所及び放課後等における子どもの活動の機会を設けることで、一人ひとりの子どもが、将来の自立につながる力を身につけることを目的として行う宮津市子ども第三の居場所づくり事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は宮津市とし、当該事業を適切に運営できると認められる社会福祉法人等（以

下「運営法人等」という。)に事業の全部又は一部を委託することができる。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもの居場所の提供
- (2) 子どもの学習支援
- (3) 子どもの生活習慣の定着支援
- (4) 子どもの成長に資する体験活動等及び食事の提供
- (5) 子ども及び保護者への相談支援

(事業の実施場所)

第4条 事業の実施場所は、子どものプライバシーの確保及び持続可能な活動が可能な市内の施設であって、市長が認める場所とする。ただし、必要に応じ市内公共施設等で事業を実施することができるものとする。

(事業の対象者)

第5条 事業の対象者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有する小学生及び中学生(満15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子ども)(以下「子ども」という。)であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護、就学援助、児童扶養手当のいずれかを受給している世帯の子ども
- (2) 養育環境に課題がある世帯の子ども
- (3) 不登校又は不登校傾向にある子ども
- (4) その他市長が必要と認める者

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者としなないことができる。

- (1) 事業の実施に際し、安全管理上支障があると認める場合
- (2) 事業の定員を超過している場合
- (3) 前号に掲げる場合のほか、事業を利用させることが適切でないと市長が認める場合

(利用料等)

第6条 事業の利用料は、無料とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、利用者から材料費等の実費を徴収することができる。

(事業の利用時間等)

第7条 事業の利用時間は、原則として毎週月曜日、水曜日及び金曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。)の午後3時から午後8時までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する利用日又は利用時間を変更することができる。

(利用申込等)

第8条 事業の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)の保護者は、市長が別に定める利用申込書により、市長に利用の申込みをし、あらかじめ利用の登録をしなければならない。

2 前項に規定する利用申込書の提出は、利用予定日のおおむね10日前までに行わなければならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

(利用の承認等)

第9条 市長は、前条に規定する利用申込書の提出を受けたときは、利用希望者の世帯状況等の確認を行った上で、利用の可否を決定し、利用承認通知書又は利用不承認通知書により、利用希望者の保護者に通知するものとする。

2 前項に規定する承認の期間は、承認をされた日が属する年度の末日までとする。

(利用に関する情報)

第10条 市長は、事業を行うのに必要な範囲で、前条の規定により事業の利用の承認をしたもの(以下「利用者」という。)に関する情報を、利用申込書により取得し、運営法人等に提供できるものと

する。

(利用定員)

第11条 利用者の1日の定員は、10人とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の中止等)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を中止することができる。

(1) 他の利用者の利用に支障をきたすおそれがあるとき。

(2) その他市長が利用の継続が困難であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用の中止を決定したときは、利用中止通知書により、利用者の保護者に通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市公告第40号

条件付一般競争入札の実施について

重要文化財旧三上家住宅保存活用計画策定業務について、次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

令和7年7月10日

宮津市長 城崎雅文

### 1 入札に付する事項

(1) 業務名 重要文化財旧三上家住宅保存活用計画策定業務

(2) 業務場所 宮津市宇河原1850番地

(3) 業務期間 契約日の翌日から令和9年3月26日まで（※債務負担行為に係る契約）

(4) 業務概要 重要文化財である旧三上家住宅の適切な保存と活用方法を示し、後世に伝えていくための基本計画である「重要文化財 旧三上家住宅保存活用計画」を文化庁の定める「重要文化財（建造物）保存活用計画の策定」、「重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領」に基づいて作成する。

(5) 業務仕様 別紙「重要文化財建造物旧三上家住宅保存活用計画策定業務仕様書のとおり

### 2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担当部署 宮津市教育委員会事務局社会教育課社会教育係（文化財担当）

宮津市福祉・教育総合プラザ（宮津阪急ビル4階）

郵便番号 626-8501

所在地 京都府宮津市宇浜町3012

電話番号 0772-45-1642

ファックス番号 0772-22-8438

E-mail [b-shinkou@city.miyazu.kyoto.jp](mailto:b-shinkou@city.miyazu.kyoto.jp)

### 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならないものとする。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること

(2) 次の各号に該当しないこと

① 成年後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

② 資格確認申請書提出時まで市税、消費税又は地方消費税を滞納している者

- ③ 資格確申請書提出時まで市が発注した建築関係コンサルタント業務に関する債務を履行していない者
  - ④ 資格確認申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
  - ⑤ 資格確認申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、宮津市の競争入札において指名停止とされた者
  - ⑥ 宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当する者
- (3) 京都府内に本社、支社又は営業所等を置く者であること
- (4) 平成27年度以降において、文化庁の定める「重要文化財（建造物）保存活用計画の策定」、「重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領」に基づいて歴史的建造物（国又は地方公共団体によって指定あるいは登録を受けている建造物、またはこれらに準じる伝統的建造物。）の保存活用計画策定の完了実績を有すること。
- (5) 同種の文化財建造物保存活用計画策定業務に直接関わった実務実績を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を専任で配置できること。
- 4 入札参加資格確認申請時の提出書類
- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）
- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料
- ア 同種業務実績調書（別記様式2）
- 3に掲げる資格があることを判断できる同種業務の実績を少なくとも2件、別記様式2に記載すること。
- イ 配置予定技術者調書（別記様式3）
- 3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の業務の経験を記載すること。この場合において、技術者が条件付一般競争入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。
- また、業務履行に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。
- また、技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
- ウ 確認資料
- 次に掲げる書類を提出すること。
- (ア) アの同種業務の実績及びイの配置予定技術者の経験として記載した業務に係る契約書の写し及び当該業務の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書の写しそれらの工事の内容が確認できる図書等の写し
- (イ) イの技術者の資格要件として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し及び配置予定技術者の経験として記載した業務に従事したことは確認できる図書の写し
- 5 入札に参加する手続き等
- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間
- 令和7年7月10日(木)から令和7年7月18日(金)までの午前9時から午後4時まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- ※申請書等は、宮津市ホームページに掲載する。
- (2) 設計図書等（業務仕様書・業務費内訳表（金額抜き））の閲覧期間
- 令和7年7月10日(木)から令和7年7月30日(水)までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

※宮津市HPに掲載する。

※設計図書等は、宮津市ホームページに掲載する。

(3) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の受付

令和7年7月11日(金)から令和7年7月18日(金)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

ただし、郵送の場合は令和7年7月18日(金)の午後4時までに必着とする。

(4) 設計図書等に関する質問

令和7年7月24日(木)まで

ただし、郵送の場合は令和7年7月24日(木)の午後4時までに必着とする。

(6) 設計図書等に関する質問の回答

令和7年7月25日(金)に宮津市ホームページに掲載する。

※申請書、入札等に関する質問は、随時口頭により回答する。

6 入札参加資格の確認

条件付一般競争入札参加資格確認申請書を受け付けた後、入札参加者資格の有無を確認し、別途通知する。

7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該業務の入札に参加することができないものとする。

(1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 入札日時等

(1) 入札日時 令和7年8月1日(火) 午後1時30分

(2) 入札場所 宮津市福祉・教育総合プラザ(宮津阪急ビル4階) 応接会議室  
(京都府宮津市宇浜町3012)

(3) 持参するもの

ア 入札書

イ 印鑑

法人の場合は代表者印、代理人が入札する場合は委任状の「代理人使用印」の欄に押印の印

ウ 委任状(代理人が入札する場合のみ)

9 入札の方法等

(1) 入札の執行回数は1回とする。

(2) 入札書に記載する金額

入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札書と合わせて金額を記載した業務費内訳書を提出すること。

(3) 代理人により入札しようとするときは、委任状を入札前に提出すること。

(4) 郵便による入札は認めない。

(5) 入札金額は「千円止め」とする。

(6) 次のいずれかに該当するときは、無効又は失格とする。

ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

イ 同一人にして同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をしたとき。

ウ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。

エ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。

オ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。

カ その他入札条件に違反したとき。

## 10 落札者の決定方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満の価格で入札した者は失格とする。

## 11 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除とする。
- (2) 契約保証金については、免除とする。

## 12 支払条件

- (1) 委託料の支払については、債務負担行為に係る契約として、契約時に令和7年度業務分及び令和8年度業務分の出来高予定額、支払限度額を設定して、当該年度業務の完了を確認の上、当該年度の支払限度額の範囲において支払うものとする。
- (2) 前払金については、なしとする。
- (3) 部分払については、なしとする。

## 13 その他

- (1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該業務に配置すること。
- (2) その他については、宮津市財務規則の規定に示すとおりとする。

\* \* \*

## 宮津市公告第41号

## 条件付一般競争入札の実施について

配水管布設工事について、次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

令和7年7月10日

宮津市長 城崎雅文

## 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 配水管布設替工事（惣踏切）
- (2) 工事番号 6 繰水施第3号
- (3) 工事場所 宮津市字波路地内
- (4) 工事概要

既設水道管が老朽化しているため、代替えとなる水道管を新たに布設して、安心安全な水道水の供給を図る。

小口径泥水推進工 HPφ300 L=37.0m

（高耐荷力方式・泥水式・一工程方式）

立杭工（φ2500、φ1500）N=2箇所

管挿入工（DIP-GXφ150）L=38.8m

間隙充填工 N=一式

ダクティル鋳鉄管布設工 L=16.1m

管路土工、付帯工 N=一式

- (5) 工事期間 令和7年8月7日（木）から令和8年2月27日（金）まで

## 2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担当部署 宮津市 企画財政部 財政課 資産活用係（宮津市役所別館1階）

郵便番号 626-8501

所在地 京都府宮津市字柳縄手345番地の1 宮津市役所

電話番号 0772-45-1611

ファックス番号 0772-25-1691

E-mail [zaisei@city.miyazu.kyoto.jp](mailto:zaisei@city.miyazu.kyoto.jp)

### 3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 土木一式工事について特定建設業の許可を有する者であること。
- (2) 土木一式工事に係る経営事項審査の総合評定値（P点）が、800点以上であること。
- (3) 本店又は支店若しくは営業所の所在地が、京都府にあること。
- (4) 土木一式工事に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を、主任技術者として工事現場に専任で配置できること。
- (5) 鉄道近接工事で配置する技術者（「工事管理者」、「軌道工事管理者」など）は、受注者又は下請け業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、「西日本旅客鉄道株式会社」、「京都丹後鉄道株式会社」又は「WILLER TRAINS株式会社」における技能確認及び特情教育を受けたものを工事現場に常駐で配置できること。

### 4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）
- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料
  - ア 3に掲げる建設業許可証明書の写し
  - イ 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）
  - ウ 営業所一覧表（別記様式2）
  - エ 配置予定技術者調書（別記様式3）

3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が条件付一般競争入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。

また、技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。

この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

なお、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

#### オ その他の資料

- (ア) エの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し

### 5 入札手続等

入札（開札）の形式は、京都府電子入札システムを利用して執行する電子入札とする。

ただし、紙による入札（以下「紙入札方式」という。）も可能とする。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間、設計図書等の閲覧期間  
令和7年7月10日（木）から令和7年7月16日（水）までの9時00分から17時00分まで。  
ただし、期間中の土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日を除く。  
なお、確認申請書ほか様式は、京都府入札情報公開システムに掲載する。
- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の受付  
令和7年7月11日（金）から令和7年7月16日（水）までの9時00分から17時00分まで。  
ただし、期間中の土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日を除く。  
なお、確認通知書（審査結果）は令和7年7月18日（金）発行を予定している。
- (3) 設計図書等に関する質問受付  
令和7年7月11日（金）から令和7年7月22日（火）までの9時00分から17時00分まで。  
ただし、期間中の土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日を除く。

- (4) 設計図書等に関する質問への回答  
令和7年7月24日(木)の17時00分までに京都府入札情報公開システムに掲載する。  
ただし、確認申請書、資格確認資料に関する質問は、随時口頭(電話)により回答する。
- (5) 入札日時  
入札書の提出は、令和7年7月29日(火)の9時00分から17時00分まで、及び翌日30日(水)の9時00分から14時00分までとする。ただし、30日は京都府電子入札システムの不具合発生などを考慮した予備日であるので、29日の提出を原則とする。
- (6) 開札日時  
令和7年7月31日(木)9時00分執行
- (7) その他  
入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。
- 6 入札参加資格の確認  
条件付一般競争入札参加資格確認申請書を受け付けた後、入札参加者資格の有無を確認し、別途通知する。
- 7 入札参加資格の喪失  
申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができないものとする。
- (1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- 8 入札の方法等
- (1) 入札の執行回数は1回とする。
- (2) 入札金額は「千円止め」とする。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、無効又は失格とする。
- ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- イ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。
- ウ 紙入札方式によって、同一人にして同じ入札に2以上の入札をしたとき。
- エ 紙入札方式によって、金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。
- オ 最低制限価格未満の価格で入札したとき。
- カ 事前公表した予定価格を超える価格で入札したとき。
- キ その他入札条件に違反したとき。
- 9 落札者の決定方法  
落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。  
ただし、最低制限価格未満の価格で入札した者は失格とする。
- 10 予定価格 有 事前公表  
予定価格は、60,753,000円(消費税含む。)とする。
- 11 最低制限価格 有 事後公表  
最低制限価格は、落札決定後の公表とする。
- 12 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (1) 入札保証金については、免除とする。
- (2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社

(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付に代えて、その保証を付さなければならない。

## 13 支払条件

## (1) 前払金

請負代金の額の4割以内とする。

(中間前金払として、工事の中間段階で一定の要件を満たしている場合に、請負代金の額の2割以内で前払金を追加できる。)

## (2) 部分払

部分払は3回とする。

## 14 その他

(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当工事に配置すること。

(2) その他については、宮津市財務規則及び条件付一般競争入札実施要領に示すとおりとする。

※技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を熟読し遵守すること。

\* \* \*

## 宮津市公告第42号

令和7年度宮津市職員採用試験【前期試験】第1次試験に合格した者の受験番号及び第2次試験の実施要領は、次のとおりである。

令和7年7月11日

宮津市長 城崎雅文

## 第1次試験に合格した者の受験番号

A0003 A0007 A0013 A0016 A0018 A0020 A0021  
 A0022 A0026 A0029 A0030 A0033 A0035 A0037  
 A0039  
 B0001  
 C0001  
 E0001  
 F0002 F0008 F0009 F0010 F0013  
 G0001 G0004 G0005

## 第2次試験の実施要領

## 1 個別面接

(1) 日時 令和7年7月24日(木)、25日(金)または28日(月)

(2) 方法 オンライン(Zoom)

\* \* \*

## 宮津市公告第43号

条件付一般競争入札の実施について

府中地区公民館太陽光発電設備等設置工事について、次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び宮津市財務規則(昭和40年規則第13号)第104条の規定により公告する。

令和7年7月17日

宮津市長 城崎雅文

## 1 入札に付する事項

(1) 工事名 府中地区公民館太陽光発電設備等設置工事

(2) 工事番号 宮社教第1号

(3) 工事場所 宮津市字中野地内

- (4) 工事概要 ①太陽光パネル設置 36枚  
②パワーコンディショナ設置 1台  
③蓄電池設置 (45.0kwh) 1台
- (5) 工事期間 契約日の翌日から令和8年1月19日
- 2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
担当部署 宮津市企画財政部財政課 (資産活用係)  
宮津市役所別館1階  
郵便番号 626-8501  
所在地 京都府宮津市字柳縄手345番地の1  
電話番号 0772-45-1611  
ファクス番号 0772-25-1691  
E-mail [zaisei@city.miyazu.kyoto.jp](mailto:zaisei@city.miyazu.kyoto.jp)
- 3 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれかに該当する者  
(1) 宮津市における令和7年度建設工事指名登録業者で、電気工事においてA等級を有する者  
(2) 次のアからキにすべて該当する者  
ア 許可の種類 電気工事業に係る特定建設業の許可  
イ 許可業種 電気工事  
ウ 認定等級 I等級以上 (京都府における令和7年度建設工事の入札参加資格)  
エ 総合評定値 直近800点以上 (電気工事業に係る経営事項審査に基づく総合評定値P)  
オ 営業所所在地 京都府丹後土木事務所管内に主たる営業所を置く者  
カ 配置予定技術者 主任技術者として「電気工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できること。  
キ その他 「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。
- 4 入札参加資格確認申請時の提出書類  
(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書 (別記様式1)  
(2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料  
ア 3に掲げる建設業許可証明書の写し  
イ 経営事項審査結果通知書の写し (最新のものを含む直近3か年分)  
ウ 配置予定技術者調書 (別記様式3)  
3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者 (以下「技術者」という。) の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が条件付一般競争入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。  
また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。  
技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。  
この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。  
エ 確認資料  
次に掲げる書類を提出すること。  
(ア) ウの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し
- 5 入札手続等  
入札 (開札) の形式は、京都府電子入札システムを利用して執行する電子入札とする。

ただし、紙による入札（以下「紙入札方式」という。）も可能とする。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間、設計図書等の閲覧期間  
令和7年7月17日（木）から令和7年7月23日（水）までの9時00分から17時00分まで。  
ただし、期間中の土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日を除く。  
なお、確認申請書ほか様式は、京都府入札情報公開システムに掲載する。
  - (2) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の受付  
令和7年7月18日（金）から令和7年7月23日（水）までの9時00分から17時00分まで。  
ただし、期間中の土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日を除く。  
なお、確認通知書（審査結果）は令和7年7月25日（金）発行を予定している。
  - (3) 設計図書等に関する質問受付  
令和7年7月18日（金）から令和7年7月29日（火）までの9時00分から17時00分まで。  
ただし、期間中の土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日を除く。
  - (4) 設計図書等に関する質問への回答  
令和7年7月31日（木）の17時00分までに京都府入札情報公開システムに掲載する。  
ただし、確認申請書、資格確認資料に関する質問は、随時口頭（電話）により回答する。
  - (5) 入札日時  
入札書の提出は、令和7年8月5日（火）の9時00分から17時00分まで、及び翌日6日（水）の9時00分から14時00分までとする。ただし、6日は京都府電子入札システムの不具合発生などを考慮した予備日であるので、5日の提出を原則とする。
  - (6) 開札日時  
令和7年8月7日（木）9時00分執行
  - (7) その他  
入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。
- 6 入札参加資格の確認  
条件付一般競争入札参加資格確認申請書を受け付けた後、入札参加者資格の有無を確認し、別途通知する。
- 7 入札参加資格の喪失  
申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができないものとする。
- (1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- 8 入札の方法等
- (1) 入札の執行回数は1回とする。
  - (2) 入札金額は「千円止め」とする。
  - (3) 次のいずれかに該当するときは、無効又は失格とする。
    - ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
    - イ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。
    - ウ 紙入札方式によって、同一人にして同じ入札に2以上の入札をしたとき。
    - エ 紙入札方式によって、金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。
    - オ 最低制限価格未満の価格で入札したとき。
    - カ 事前公表した予定価格を超える価格で入札したとき。
    - キ その他入札条件に違反したとき。
- 9 落札者の決定方法  
落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格と

するので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満の価格で入札した者は失格とする。

10 予定価格

予定価格は、48,763,000円（消費税含む。）とする。

11 最低制限価格

最低制限価格は、落札決定後の公表とする。

12 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金については、免除とする。

(2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付に代えて、その保証を付さなければならない。

13 支払条件

(1) 前払金

請負代金の額の4割以内とする。

（中間前金払として、工事の中間段階で一定の要件を満たしている場合に、請負代金の額の2割以内で前払金を追加できる。）

(2) 部分払

部分払いは3回とする。

14 その他

(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。

(2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。

※技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

———— \* \* \* ————

宮津市公告第44号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和7年7月18日

宮津市長 城崎雅文

1 予防接種の種類 高齢者の肺炎球菌感染症

2 予防接種の対象者の範囲

(1) 接種日において年齢が65歳の者

(2) 接種日において、60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者に該当する者

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 1回

5 自己負担金 3,000円。ただし、生活保護世帯に属する者は免除する。

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
河崎 貴宣	かわさき内科循環器科クリニック

7 予防接種を行う期間

令和7年8月1日から令和8年3月31日まで

————— \* \* \* —————

宮津市公告第45号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和7年7月18日

宮津市長 城崎 雅文

1 予防接種の種類 高齢者の帯状疱疹

2 予防接種の対象者の範囲

(1) 令和7年度末において、年齢が65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳以上の者

(2) 接種日において、60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるものに該当する者

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 予防接種要注意者

(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患などの基礎疾患を有する者

(2) 過去にけいれんの既往のある者

(3) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる者

(4) 間質性肺炎、気管支喘息などの呼吸器系疾患を有する者

(5) 当該ワクチンの成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

5 接種回数 生ワクチン1回 組換えワクチン2回

6 自己負担金（接種1回あたり） 生ワクチン3,000円 組換えワクチン7,000円

ただし、生活保護世帯に属する者は免除する。

7 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
河崎 貴宣	かわさき内科循環器科クリニック

8 予防接種を行う期間

令和7年8月1日から令和8年3月31日まで

————— \* \* \* —————

宮津市公告第46号

条件付一般競争入札の実施について

府中地区小学校太陽光発電設備等設置工事について、次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

令和7年7月24日

宮津市長 城崎雅文

## 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 府中小学校太陽光発電設備等設置工事
- (2) 工事番号 宮教小第1号
- (3) 工事場所 宮津市字中野地内
- (4) 工事概要 ①太陽光パネル設置 66枚  
②パワーコンディショナ設置 3台  
③蓄電池設置 (16.4kwh) 1台  
④防水シート張替え
  - ・平面部 (厚2.0機械固定工法) 451㎡
  - ・立上り (厚2.0接着工法) 132㎡
- (5) 工事期間 契約日の翌日から令和8年1月30日

## 2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担当部署 宮津市企画財政部財政課 (資産活用係)

宮津市役所別館1階

郵便番号 626-8501

所在地 京都府宮津市字柳縄手345番地の1

電話番号 0772-45-1611

ファックス番号 0772-25-1691

E-mail [zaisei@city.miyazu.kyoto.jp](mailto:zaisei@city.miyazu.kyoto.jp)

## 3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 宮津市における令和7年度建設工事指名登録業者で、電気工事においてA等級を有する者
- (2) 次のアからキにすべて該当する者
  - ア 許可の種類 電気工事業に係る特定建設業の許可
  - イ 許可業種 電気工事
  - ウ 認定等級 I等級以上 (京都府における令和7年度建設工事の入札参加資格)
  - エ 総合評定値 直近800点以上 (電気工事に係る経営事項審査に基づく総合評定値P)
  - オ 営業所所在地 京都府丹後土木事務所管内に主たる営業所を置く者
  - カ 配置予定技術者 主任技術者として「電気工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できること。
  - キ その他 「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。

## 4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書 (別記様式1)
- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料
  - ア 3に掲げる建設業許可証明書の写し
  - イ 経営事項審査結果通知書の写し (最新のものを含む直近3か年分)
  - ウ 配置予定技術者調書 (別記様式3)

3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者 (以下「技術者」という。) の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が条件付一般競争入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。

また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。

この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

#### エ 確認資料

次に掲げる書類を提出すること。

(7) ウの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し

#### 5 入札手続等

入札（開札）の形式は、京都府電子入札システムを利用して執行する電子入札とする。ただし、紙による入札（以下「紙入札方式」という。）も可能とする。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間、設計図書等の閲覧期間  
令和7年7月24日(木)から令和7年7月30日(水)までの9時00分から17時00分まで。  
ただし、期間中の土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日を除く。  
なお、確認申請書ほか様式は、京都府入札情報公開システムに掲載する。
- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の受付  
令和7年7月25日(金)から令和7年7月30日(水)までの9時00分から17時00分まで。  
ただし、期間中の土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日を除く。  
なお、確認通知書(審査結果)は令和7年8月1日(金)発行を予定している。
- (3) 設計図書等に関する質問受付  
令和7年7月25日(金)から令和7年8月5日(火)までの9時00分から17時00分まで。  
ただし、期間中の土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日を除く。
- (4) 設計図書等に関する質問への回答  
令和7年8月7日(木)の17時00分までに京都府入札情報公開システムに掲載する。  
ただし、確認申請書、資格確認資料に関する質問は、随時口頭（電話）により回答する。
- (5) 入札日時  
入札書の提出は、令和7年8月19日(火)の9時00分から17時00分まで、及び翌日20日(水)の9時00分から14時00分までとする。ただし、20日は京都府電子入札システムの不具合発生などを考慮した予備日であるので、19日の提出を原則とする。
- (6) 開札日時  
令和7年8月21日(木)9時00分執行
- (7) その他  
入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

#### 6 入札参加資格の確認

条件付一般競争入札参加資格確認申請書を受け付けた後、入札参加者資格の有無を確認し、別途通知する。

#### 7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができないものとする。

- (1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

#### 8 入札の方法等

- (1) 入札の執行回数は1回とする。
- (2) 入札金額は「千円止め」とする。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、無効又は失格とする。
  - ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
  - イ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。
  - ウ 紙入札方式によって、同一人にして同じ入札に2以上の入札をしたとき。

エ 紙入札方式によって、金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。

オ 最低制限価格未満の価格で入札したとき。

カ 事前公表した予定価格を超える価格で入札したとき。

キ その他入札条件に違反したとき。

#### 9 落札者の決定方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満の価格で入札した者は失格とする。

#### 10 予定価格

予定価格は、52,261,000円（消費税含む。）とする。

#### 11 最低制限価格

最低制限価格は、落札決定後の公表とする。

#### 12 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金については、免除とする。

(2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付に代えて、その保証を付さなければならない。

#### 13 支払条件

##### (1) 前払金

請負代金の額の4割以内とする。

（中間前金払として、工事の中間段階で一定の要件を満たしている場合に、請負代金の額の2割以内で前払金を追加できる。）

##### (2) 部分払

部分払いは3回とする。

#### 14 その他

(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。

(2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。

※技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

\* \* \*

#### 宮津市公告第47号

次のとおり漂流物の引き渡しがあったので、水難救護法（明治32年法律第95号）第25条第2項の規定により、公告します。

つきましては、該当者の方は令和8年1月23日までに産業経済部農林水産課に申し出てください。

なお、上記期日までに申し出のない場合は、所有者がないものと認め処分します。

令和7年7月24日

宮津市長 城崎雅文

1 拾得物 FRP製ボート 全長 3.5m 全幅 1.1m 水色

2 拾得日時 令和7年7月20日

## 3 拾得場所 宮津市字日置地先 海上

\* \* \*

## 宮津市公告第48号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、一般社団法人京都府農業会議から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第5項の規定により認可したので、同条第7項の規定により公告し、当該計画を次のとおり縦覧に供します。

令和7年7月30日

宮津市長 城崎雅文

## 1 申請書番号

令和7年7月2日付け 7京農会世第5023号

令和7年7月14日付け 7京農会世第5024号

令和7年7月18日付け 7京農会世第5026号

## 2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

\* \* \*

## 宮津市公告第49号

令和7年度宮津市職員採用試験【前期試験】第2次試験に合格した者の受験番号及び第3次試験の実施要領は、次のとおりである。

令和7年7月30日

宮津市長 城崎雅文

## 第2次試験に合格した者の受験番号

A0018 A0021 A0022 A0029 A0030

B0001

E0001

F0008 F0010

G0001

## 第3次試験の実施要領

## 1 個別面接

(1) 期 日 令和7年8月9日（土）

(2) 場 所 宮津市字浜町3012番地

宮津市福祉・教育総合プラザ

\* \* \*

## 宮津市公告第50号

令和7年度宮津市職員採用選考試験【公務員経験者対象】第1次選考に合格した者の受験番号及び第2次選考の実施要領は、次のとおりである。

令和7年7月30日

宮津市長 城崎雅文

## 第1次選考に合格した者の受験番号

S1001

T2003

## 第2次選考の実施要領

## 1 個別面接

(1) 期 日 令和7年8月9日（土）

(2) 場 所 宮津市字浜町3012番地

宮津市福祉・教育総合プラザ

\* \* \*

## 教育委員会

《告示》

宮津市教育委員会告示第14号

令和7年第9回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和7年7月16日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

1 日 時 令和7年7月24日(木) 午前9時

2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ(4階応接会議室)

## 選挙管理委員会

《告示》

宮津市選挙管理委員会告示第11号

宮津市条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和7年7月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣 成光

280人

————— \* \* \* —————

宮津市選挙管理委員会告示第12号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年7月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣 成光

4,658人

————— \* \* \* —————

宮津市選挙管理委員会告示第13号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和7年7月2日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣 成光

2,329人

————— \* \* \* —————

宮津市選挙管理委員会告示第14号

令和7年7月20日執行予定の参議院京都府選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所

を、次のように定める。

令和7年7月2日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 稲垣成光

(以下省略)

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第15号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

令和7年7月3日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 稲垣成光

投票区名	建物の名称	所在地
第1投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1
〃 2 〃	桜山会館	〃 万町476番地
〃 3 〃	松ヶ岡会館	〃 蛭子1070番地
〃 4 〃	漁師町会館	〃 漁師1547・1548合番地
〃 5 〃	城南公民館	〃 京口126番地
〃 6 〃	城東会館	〃 吉原2573番地
〃 7 〃	たんぼぼ保育園	〃 惣906番地
〃 8 〃	上宮津地区公民館	〃 小田235番地
〃 9 〃	中村公民館	〃 中村190番地の1
〃 10 〃	栗田地区公民館	〃 上司1345番地
〃 11 〃	小田宿野公民館	〃 小田宿野191番地の3
〃 12 〃	矢原公民館	〃 矢原69番地
〃 13 〃	吉津地区公民館	〃 須津1031番地
〃 14 〃	文珠公会堂	〃 文珠497番地の1
〃 15 〃	江尻公会堂	〃 江尻432番地の2
〃 16 〃	溝尻公民館	〃 溝尻354番地の1
〃 17 〃	浜公民館	〃 日置590番地
〃 18 〃	上公民館	〃 日置2583番地の7
〃 19 〃	下世屋公民館	〃 下世屋(山口神社前)
〃 20 〃	世屋高原休憩所	〃 上世屋831番地
〃 21 〃	養老地区公民館	〃 岩ヶ鼻38番地
〃 22 〃	田原公民館	〃 田原76番地の1
〃 23 〃	里波見公民館	〃 里波見623番地
〃 24 〃	日ヶ谷地区公民館	〃 日ヶ谷5126番地
〃 25 〃	由良地区公民館(由良の里センター)	〃 由良1289番地の1

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項ただし書の規定により、令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙の投票所を閉じる時刻を、次のとおり繰り上げる。

令和7年7月3日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 稲垣成光

投票所	投票所を開いている時間
第19投票所	午前7時から午後6時まで
第20投票所	午前7時から午後7時まで
第22投票所	午前7時から午後7時まで
第24投票所	午前7時から午後7時まで

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第17号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙の開票の場所及び日時は、次のとおりである。

令和7年7月3日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 稲垣成光

1 開票場所

開票所名 宮津市民体育館 宮津市字浜町3000番地

2 開票日時

令和7年7月20日 午後9時

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第18号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和7年7月3日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 稲垣成光

開票管理者

住所 <省略>

氏名 稲垣成光

開票管理者職務代理者

住所 <省略>

氏名 柳川 聡

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第19号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上あるときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

令和7年7月3日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 稲垣成光

1 日時 令和7年7月17日 午後6時

2 場所 宮津市役所 応接室

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第20号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、次のように定める。

令和7年7月3日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 稲垣成光

期日前投票所			
施設名	所在地	設置期間	開閉時間
宮津市福祉・教育総合プラザ	宮津市字浜町3012番地	7月4日から 7月19日まで	午前8時30分から 午後8時まで
府中地区公民館	宮津市字中野678番地	7月12日	午前9時30分から 午後7時まで

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第21号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所を、次のとおり指定した。

令和7年7月20日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 稲垣成光

施設名	所在地
宮津市福祉・教育総合プラザ	宮津市字浜町3012番地

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第22号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和7年7月3日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 稲垣成光

(宮津市福祉・教育総合プラザ)

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
7月4日	<省略>	橋本輝美	<省略>	馬越俊明
7月5日	〃	〃	〃	〃
7月6日	〃	柳川 聡	〃	〃
7月7日	〃	毛呂井 依子	〃	鳥越成美
7月8日	〃	稲垣成光	〃	馬越俊明
7月9日	〃	柳川 聡	〃	鳥越成美
7月10日	〃	橋本輝美	〃	馬越俊明
7月11日	〃	稲垣成光	〃	鳥越成美
7月12日	〃	橋本輝美	〃	馬越俊明
7月13日	〃	毛呂井依子	〃	〃

7月14日	〃	柳川 聡	〃	鳥越成美
7月15日	〃	〃	〃	馬越俊明
7月16日	〃	稲垣成光	〃	鳥越成美
7月17日	〃	〃	〃	馬越俊明
7月18日	〃	毛呂井 依子	〃	〃
7月19日	〃	稲垣成光	〃	〃

(府中地区公民館)

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
7月12日	<省略>	毛呂井 依子	<省略>	古澤 武夫

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第23号

令和7年7月3日付け宮津市選挙管理委員会告示第22号により選任した参議院議員通常選挙における期日前投票所（宮津市福祉・教育総合プラザ）の投票管理者職務代理者を下記のとおり変更する。

令和7年7月4日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣成光

記

変更する投票管理者職務代理者

7月5日 17時15分から20時

変更前 住所 <省略>

氏名 馬越俊明

変更後 住所 <省略>

氏名 中嶋俊介

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第24号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和7年7月14日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣成光

投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
第1投票区	<省略>	宮崎 茂樹	<省略>	岩佐 信子
〃 2 〃	〃	沼野 由紀	〃	岩本 佳久
〃 3 〃	〃	田中 修二	〃	小池 康文
〃 4 〃	〃	廣瀬 政夫	〃	森山 英樹
〃 5 〃	〃	中村 理恵子	〃	大塚 由晃
〃 6 〃	〃	長澤 伸司	〃	小牧 宗加
〃 7 〃	〃	小牧 美忠	〃	大和 陽三
〃 8 〃	〃	早川 善朗	〃	上高 ゆみ

「 9 」	「	小西正樹	「	谷口博美
「 10 」	「	矢野由美子	「	松藤夏美
「 11 」	「	長澤嘉之	「	田野博司
「 12 」	「	橋本一郎	「	橋本和実
「 13 」	「	小谷陽介	「	山上真由子
「 14 」	「	藤原健二	「	田中明夫
「 15 」	「	横谷宏明	「	石川由美
「 16 」	「	公庄友理子	「	内藤進介
「 17 」	「	永濱智恵美	「	石塚純
「 18 」	「	河合隆太	「	中川拓哉
「 19 」	「	井上晴登	「	千阪孝行
「 20 」	「	居村真	「	藤原慎一
「 21 」	「	谷口宏幸	「	黄前佳之
「 22 」	「	中村善之	「	後藤大智
「 23 」	「	松島義孝	「	安達仁和
「 24 」	「	辻村範一	「	田村育生
「 25 」	「	桐村博明	「	山本隆教

\* \* \*

## 宮津市選挙管理委員会告示第25号

令和7年7月3日付け宮津市選挙管理委員会告示第17号で告示した令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における開票の時刻は10分繰り上げ午後8時50分とする。

令和7年7月20日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 稲垣成光

農業委員会

## 《告示》

## 宮津市農業委員会告示第8号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和7年7月3日

宮津市農業委員会  
会長 関野掲司

- 1 日時 令和7年7月11日（金）午前9時30分
- 2 場所 宮津市福祉・教育総合プラザ（ミッブル3階）第1コミュニティルーム
- 3 議題
  - 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
  - 議案第25号 非農地証明交付申請の承認について
  - 議案第26号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について

\* \* \*

## 宮津市農業委員会告示第9号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和7年8月1日

宮津市農業委員会

会長 関野 揭 司

1 日 時 令和7年8月8日(金) 午前9時30分

2 場 所 宮津市中央公民館 大会議室

3 議 題

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

議案第28号 非農地証明交付申請の承認について

議案第29号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について